

## 令和4年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 開会 午前 9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員 ( 8人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 9番 加藤敏夫

4. 欠席委員 ( 4人)

2番 平塚尚吾 8番 法師 励 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

5. 早退委員 ( 0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 吉川光彦 4番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定  
について

議案第3号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課課長 吉野 博明

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課副主幹 西村 綾子

農業振興課主任 酒井 大

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第5回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、2番、平塚尚吾、8番、法師励委員、10番、中島伸吉委員、11番、宮岡幸江委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、吉川光彦委員、4番、久保田勝委員以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号の7番は堀井正信推進委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明願います。

### ○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第1号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,989平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自132アール。

5月22日に、野村推進委員と耕作状況などを確認してまいりました。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇にて132アールを耕作する野菜農家です。〇〇〇を中心とし、〇〇地区内の数カ所の農地にて耕作しております。また農機具についても、トラクター2台、耕運機3台、軽トラック1台、必要なものは一式所有しております。

作付け作物は、サツマイモ、サトイモ、ナス、きゅうり、その他、葉物でございます。

出荷先は、スーパー、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇直売所、また〇〇〇〇などに卸しております。

労働力については、本人、〇〇〇と臨時雇用2名で行っております。

今回の申請地は、〇〇〇の南、〇〇〇〇〇〇〇の東側にある農地で、現在は植木畑となっておりますが、許可後は野菜畑として利用する計画となっております。〇〇から車で6分ほどの距離ですので、今後の耕作に支障ないものと考えられます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

只今池谷委員の説明があったとおりで、問題ないかと思えます。

ご審議よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

池谷委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、152アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況につきましては、現在、植木畑ですが、許可後は、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。  
以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。  
(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。  
許可することに賛成の方は挙手を願います。  
(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。  
本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。  
続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。  
本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。  
それでは、1番を議題といたします。  
担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,013平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

1番について、5月22日に野村推進委員と現地を確認してまいりました。また、耕作状況などを〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。

〇〇さんは現在、借入地161アールを耕作する〇〇〇〇〇の農家です。農業機械も耕運

機1台、トラクター1台、軽トラック1台、必要なものは一式保有しております。

夏は、トウモロコシが主作物で、冬はブロッコリーを主に栽培しており、直売所にて販売しております。

申請地は、案内図のとおり〇〇〇〇〇に囲まれた〇〇〇に近い農地で、作付けはされておりませんが管理された普通畑です。利用権設定後は野菜畑として利用する予定です。

借受人は、〇〇〇〇にすでに数ヵ所の圃場を借りており、野菜を数種類作付し出荷もしており実績はありますので、問題ないと思います。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

只今池谷委員の説明があったとおりで、問題はないかと思われま。

ご審議よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第2号の1番は、使用貸借権による、新規の利用権設定でございます。

池谷委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は、161アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借受ける農地は1,013平方メートルで、合計171アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は、150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 入間市農業委員会の目標および達成に向けた活動についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局

はじめに、議案を朗読させていただきます。

議案第3号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」。

別紙1及び別紙2のとおり。

続きまして、説明に入らせていただきます。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきましては、3月の農業委員会総会でご協議をいただきました。その際、幾つかの質疑がありましたが、案の内容が変わる内容ではなかったため、3月の総会で示した内容を案として4月8日から5月9日まで市のホームページ上で公表し、地域の農業関係者の方々から意見を求めました。この期間内にこの「点検・評価(案)」に対して農業関係者の方から寄せられた意見はございませんでした。

続きまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」につきましては、4月の総会後の協議会でご配付、ご説明申し上げ、ご意見がある場合は5月6日までに事務局へご連絡いただくこととなっております。「目標の設定等(案)」に対して皆様からのご意見はございませんでしたが、1点、ご報告させていただきます。

別紙2の3ページをご覧ください。中ほどにあります「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」の「1人当たりの活動日数」についてでございます。「月あたり7日」を令和4年度の日数目標案としております。この日数につきましては、地域の実態に応じ、農業委員会で任意の日数を設定できるものでございますので、このままでも問題はありません。しかし、改正されました「農地利用最適化交付金事業実施要綱」を確認しましたところ、農地利用最適化交付金の活動実績払いの評価におきましては、農業委員会で設定された日数にかかわらず、「月当たり10日」が基準になるということでございます。

以上のことを踏まえた上で、別紙1及び別紙2の内容を農業委員会の令和3年度の最終的な評価及び令和4年度の計画として決定することについてご審議いただきたくお願いするものでございます。

今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合には、この活動計画及び点検評価について、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

今、説明の中で、最適化活動の活動目標っていうのがあって、月当たり7日ということで、10日が目標、どっちなのかよくわからないですけど、具体的には、どの辺までやったら活動として入れていいのか。その辺を聞きたい。

○事務局

説明いたします。

当初、国の方から示されていたものが、週に2日、月に8日やっただけであれば適正な活動だということでお話ございましたので、3月の総会るとき、一月当たり7日という数字を設定させていただきました。

〇〇、〇〇などの〇〇〇にも確認しましたところ、後から出た国の実施要綱の中では月当たり10日という日数が示されましたが、こちらの活動日数の目標について月7日で行うということでしたので、変更せずこちらの日数で提示させていただきました。



国の基準は、あくまでも月当たり10日となっておりますが、これについては地域の実情に応じて日数を増減できること、また、当初あった週2日程度活動して月8日を目標にするのが現実的な数字かなと、月10日となると週3日弱という形になりますので、委員さんの状況などを踏まえて月7日という数字を示させていただきました。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今、孝三郎さんが言っていた内容とちょっと違うと思うんだけど。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

具体的に、どの辺までを活動っていうことで捉えるか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

普段、自分の農地に通うときに確認できることも農地パトロールとして回数に加えられるとかね。そういう具体的な説明が欲しかったんじゃないの。

○事務局

説明が誤ってしまって、申し訳ございません。

今、田嶋委員さんがおっしゃった内容のとおり、例えば農作業のところで他の農家さんとお会いして耕作状況を確認したりだとか、なかなか高齢でできないから、耕作厳しければ作付けしますよとか、そういう何気ない会話みたいなものでも活動として含めることができるものとなっております。

後ほど協議会の時に説明いただく予定だったんですけど、些細な内容、ちょっとした会話程度でも農業の活動に関することであれば活動に含めて支障ないという感じになっておりますので、極端に言えば、周辺農地を回っているだけでも農地の雑草、遊休農地かどうかの確認。そういうところに含めて見得るかとも思っておりますので。そういうものも含めて月7日以上、活動として見ていただければと思います。

○農業委員1番（友野秀一君）

ちょっといいですか。自分で、自分の畑に行くときに、いつも注意していた畑を通る際に、そこの雑草の繁茂状態とか、違う畑の耕作状況も見えらると思いますが、それでも意識して見れば、活動には入れて構わないんですか。

○事務局

友野委員さんのおっしゃるとおり、今、委員さんおっしゃった内容でも状況の確認とい

うことに含めて支障ないかと思っております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

宮寺・二本木地区の推進の農業委員の方は、今違反転用しているところの状況がどうなっているかっていうことの確認も当然入ります。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

今お話した中で、これ月に活動日誌というのを出していますよね。

その中に、やはりこういう細かいもの、そういうものはやっぱり書かなきゃいけないんでしょうね。

○事務局

毎月、提出いただいている活動記録を基に交付金の方の申請をしております。軽微なものについても、お手数ですけどご記入いただいて、総会の時に提出いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

そうすると、月に、要は 7 件、やっぱり報告しないといけないということですかね。

○事務局

そのとおりでございます。月 7 日以上、可能であれば週 2 日、月 8 日という形でお願いできればと思っております。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

あくまでも畑へ行こうが、純粹にパトロールする時に、日付と時間と自分の受け持ちエリアの二本木地区なら二本木地区って、そういうメモをとって記載すればいい。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。お手数かもしれませんが、そのようなものも含めないとなかなか週 2 日っていうのはできないと思いますので、ご理解のほど、ご協力のほど、お願いします。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今後、この前来てたけど、議案の確認。場所の確認も、その活動の記録の中に入れてい

いと。

○議長

当然だよな。

○事務局

はい、含めていただければと思います。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

時間は、5分とか短い時間でも構わないですか。

○農業委員1番（友野秀一君）

それは、パトロールが近いところは短くても仕方がない。

○議長

それでも7件あれば問題ないと。逆に言うと。

○事務局

そうですね。

些細なことということで、10分とか20分とか。そういう形でお願いできればと思います。

○議長

推進委員さんとの議案についての打ち合わせ、そういうのも入れても構わない。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

だから、その場所に行ってその見た時間だと本当に数分でしょうけど、うちから行って、またうちに帰って来るまでの時間。そういうふうに考えればいいんですか。

○事務局

それで結構です。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

今日みたいな会議も入れていいんですか。

○事務局

補足いたします。総会につきましてはですね、今提出いただいている活動記録簿については、総会の前日までとなっておりますので、今日の総会については、来月提出するものの中に入れていただければと思います。

○農業委員7番（増田恒治君）

駐車場を以前からずっと無断で、農地転用をかけないで使っているところ、それが何て言うんですか、何ヶ所かありますよね。

それを例えば、1月に1回行って全然改善されてない場合も含まれますか。

○事務局

遊休農地の現地確認ということで含めていただければと思います。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

例えばね、同じ場所。

例えば、5月の1日に確認した。その時に、雑草になっていたとか違反転用が是正されない。1週間先に同じ場所を確認して、その状況は変わりなかった。

これは2件、加えていいですか。

○事務局

それぞれの日での活動ですので、それぞれの活動に含めていただければと思います。

○議長

どんな小さなことでもいいから報告書に記載して、後は事務局の判断に任せる形にすれば。

○農業委員 4 番（久保田勝君）

パトロールとかした場合の項目は、何かあるんですか。

○事務局

いくつか質問をいただいておりますので、来月の議案配布の時に分かるものを事務局で作ってお示ししたいと思います。

記載する項目があるかと思うんですけど、ちょっと分かりづらいということであれば、分かる記載方法を事務局内で作りましてお示ししたいと思います。

○議長

他に意見等がないようでしたら、本件について原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございますので、議案第3号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第4号 入間農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についての議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件については、1件ずつ農業

振興課より説明を受け、その都度皆様からご意見をいただきます。計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、議案の朗読を事務局に願いますが、議案書の読み上げは一部省略し、案件と番号ごとに当事者の氏名、筆数、面積、除外事由（利用目的）のみを読み上げるよう願います。

事務局より議案の朗読を願います。

#### ○事務局

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和4年4月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番、当事者、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、1筆、2, 130平方メートル。除外事由（利用目的）、自動車修理工場。

2番、〇〇〇〇〇株式会社。1筆の一部。484平方メートル。敷地拡張（駐車場）。

3番、〇〇〇〇株式会社。1筆の一部。928平方メートル。敷地拡張（駐車場）。

4番、〇〇〇〇株式会社。1筆。967平方メートル。敷地拡張（資材置場）。

5番、〇〇〇〇。1筆。1, 441平方メートル。農家住宅、農業用倉庫、駐車場。

6番、有限会社〇〇〇〇〇。1筆。1, 387平方メートル。駐車場。

7番、〇〇〇〇〇有限会社。2筆。1, 982平方メートル。自動車修理工場。

8番、株式会社〇〇〇〇。2筆。258平方メートル。道路。

9番、入間市長 杉島理一郎。1筆。4, 525平方メートル。学校給食センター。

10番、入間市長 杉島理一郎。3筆。3, 338平方メートル。市立保育所。

11番、入間市長 杉島理一郎。1筆の一部。149平方メートル。公民館・支所・図書館分館の形状変更。

議案の読み上げは以上でございます。

#### ○議長

それでは、1番について農業振興課に説明をお願いします。

#### ○農業振興課

農業振興課の酒井です。よろしくをお願いします。

議案番号1番、2ページをご覧ください。除外申出地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



いるということで。そこと今回の計画地が、非常に距離が近いということで。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

分かりました。

○農業委員 4 番（久保田勝君）

全体に言えることですが、これまでは農振協議会があつて、そこには理由書が添付されたと思うんですけど、今は、それがなくなって農業委員会での審査になって、理由書をなくした理由っていうのはありますか。

○農業振興課

理由書につきましては、事業者によってはかなり長く書かれていまして、資料を全て添付するとかかなり多くなってしまいますので、理由を口頭で説明させていただいて、概要を載せるという形を取らせていただきました。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今の申請理由の概要というものは、どの辺に入っていますか。

○農業委員 4 番（久保田勝君）

できれば簡単なものでも、付けてもらえば分かりやすいと思いますけど。

○農業振興課

2 ページの資料 1 番をご覧くださいますと、中ほどの欄の中に別紙理由書のとおりと書かれていますので、この場合は分からないというのは確かにございます。

ただですね、理由書を添付する事業者によっては、かなり長くなってしまつてそれを読んでもなかなか分からないという部分もございますので、簡略化をさせていただければと思います。今回、そのような形となっています。次回からであれば、例えば、こちらの総括表の中に、理由書を口頭ではなくて、文字として入れさせていただくような形をとらして、いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

久保田さん、今の回答でよろしいですか。

○農業委員 4 番（久保田勝君）

わかりました。

○議長

確かに理由の欄が空欄というのもちょっとおかしいんじゃないか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

いいんじゃないですか、総括表の中で、少し細かく概略を入れてもらえるような形で、そのままの写しでなくても。

○農業委員 3 番（吉川光彦君）

この書式にあるように、申請者から 3 行 4 行の文章を別途もらって、ここに記載するというほうがいいんじゃないですか。

こっちで概略にしちゃうと、申請者の意図と違うかもしれないから。

その下の法第 13 条の欄のところは特に記載はなしですか。2 ページ、理由書のその下の欄は、特にないんですか。

○農業振興課

第 13 条の第 2 項につきましては、農振法の中で 5 要件という、農用地区域から除外するに当たりまして、支障があるかないかということになります。

ですので、どちらかという、私ども農業振興課が判断するような形なものですから、事業者の方がそれを書かかれるのは、あまりよろしくないのかなということです。

○農業委員 3 番（吉川光彦君）

わかりました。

○議長

では次に、2 番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号 2 番、6 ページをご覧ください。除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○、面積は 1, 067 平方メートルのうち 484 平方メートル、第 1 種農地であり、駐車場の敷地拡張のための除外案件です。

申出者は、現在、○○○○○○○○において○○○○を運営しています。事業が順調に伸びており、それに伴い工事車両及び社員用の車両が増加してきたことから手狭となりました。業務上、日々工事車両の入れ替えが発生しますが、前面道路である県道の往来を止めて入れ替えを行っている状態であり、新たな駐車場の確保が必要になっております。

そこで、隣接する農地の所有者に相談したところ、承諾を得ることができたため計画したものです。

計画地は、○○○○○○の土地の南側部分を使用する計画であり、残された農地が宅地に



囲まれることとなりますが、所有者が計画地北側の隣接地に居住しており、地続きであるため引き続き問題なく耕作が可能であることから、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました2番の敷地拡張（駐車場）について皆様のご意見を伺います。何かございませんか。よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

では次に、3番について説明を願います。

○農業振興課

議案番号3番、10ページをご覧ください。除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、面積は1,126平方メートルのうち928平方メートル、第1種農地で、駐車場の敷地拡張のための除外案件です。

申出者は、○○○○○○に本社を構える○○○○であり、申出地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○として稼働しています。近年のネット通販等の拡大に伴い、配送用車両の出入りが増加し、止むを得ず一時的に付近の道路上で待機するという事態が頻繁に発生しているため、新たな駐車場の確保が必要になっております。

そこで、隣接する農地の所有者に相談したところ、承諾を得ることができたため計画したものです。

計画地は、○○○○○の土地の北側部分を使用する計画であり、残された土地の進入路等を阻害するものではないため、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました3番の敷地拡張（駐車場）について皆様のご意見を伺います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

地図を見ると申請地の隣に宅地があるが、ここは使っているのですか。

というのも、隣に宅地があってわざわざ農地を転用する必要があるのか分からなかったのです。

○農業振興課

1 2 ページの地図で、太線で囲われているのが申請地ですが、その北側の 3 筆の宅地が現在の○○○○○となっております。なので、今回はこの 3 筆を拡張したいという申出になります。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

この 3 筆が現状の敷地で、地続きになるわけね。わかりました。

○議長

他に何かございますか。

（なし。の声）

○議長

では次に、4 番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号 4 番、1 4 ページをご覧ください。除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、面積は 9 6 7 平方メートル、第 2 種農地で、資材置場の敷地拡張のための除外案件です。

申出者は、現在、○○○○○○○において○○○を運営しています。事業拡大により、鉄骨材の保管量が増加する中で、鉄骨材の保管には広い土地が必要となることから、資材置場が足りず、止むを得ず受注量を抑えることで調整をしている状態です。

そこで、新たに資材置き場の拡張を計画し、隣接する農地の所有者に相談したところ、承諾を得ることができたため計画したものです。

計画地は、隣接地の畑への進入を阻害するものでないことから、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました 4 番の敷地拡張（資材置場）について皆様のご意見を伺います。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

現在使われている土地は地図でいうところのどこになりますか。

○農業振興課

16ページの公図ですと、○○○○○、○○、○○、○○○の4筆に跨って事業をしております。また、17ページの計画図も併せてご覧いただくとイメージしやすいかもしれません。

○農業委員6番（田嶋正明君）

なるほどね。わかりました。

○議長

何かございませんか。よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

では次に、5番について説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の西村です。よろしくをお願いします。

議案番号5番、18ページをご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、面積は1,441平方メートルで、農家住宅、農業用倉庫、駐車場のための除外案件になります。農地の種別は第2種農地に該当します。

申出者は○○○○○○○○で、現在使用している○○の土地を、○○○○○○で明け渡す必要がありますが、通知された退去日を過ぎており急を要する状況です。

現在使用している土地は、居宅のほか、収穫した農作物の乾燥場所、乾燥後の置場、肥料倉庫、作業場、農機具置場などがあり面積は4,000平方メートル以上あります。市街地で同規模の土地を探しましたが適当な土地が見つからず、本人が所有する農地を選定したものです。

計画地は現在の土地よりかなり狭くなるため、肥料、農機具などは置ける範囲のものを移動します。駐車場には、自動車3台、農作業車両5台の計8台を駐車します。○○○○○○で生活しますが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○により2階建てでは不自由なため平屋建てとなります。

計画地内には雨水処理施設を設置し、敷地周りにはコンクリートブロックを設置することから隣接する南側の農地への影響はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました5番の農家住宅、農業用倉庫、駐車場について皆様のご意見を伺います。何かございませんか。よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

では次に、6番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号6番、22ページをご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、面積は1,387平方メートルで、駐車場のための除外案件になります。農地の種別は第2種農地に該当します。

申出者は○○○○に本社を構え、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、業務委託を行っています。現在、駐車場に駐車している車の台数は、業務車両36台と本社勤務従業員の通勤用自動車5台の計41台で、市内の自己所有地2ヵ所と、市内、市外の借地3ヵ所に駐車しています。24ページの計画地の配置図をご覧ください。

10台分の駐車スペースがありますが、このうち4トントラック4台と、15トントラック4台の計8台については、現在市内と市外で借りている駐車場の返還を求められていることによる代替駐車場となります。残りの4トントラック1台と15トントラック1台は、従業員増加により新たに購入する分の駐車場となります。

トラック待機所については、この計画地の近くにある物流倉庫に出入りが重なる場合に、路上停車で出庫待ちをする状況になっており、近隣や通行車両の迷惑となっていることから待機所として使用するものです。

土地の選定については、本社と物流倉庫から近く、トラック10台分の駐車場とトラックの待機所として使用できる規模の土地を探しましたが、他に条件に見合う土地が見当たらず、計画地を選定したものです。

計画地の南側が農地に面していますが、計画地は砂利敷きで雨水は計画地内で浸透処理し、境界にはコンクリートブロックを設置するため、農地への影響はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました6番の駐車場について皆様のご意見



現在の作業場は倉庫を借用しており、認証工場として使用できないことから、本社所在地の近隣であり、接道条件や大型自動車も対応できる作業場が建築可能であることなどの条件で土地を探しましたが、近隣の市街化区域は住居専用地域や工業専用地域で広すぎるため適当な土地が見つからず、計画地を選定したものです。

計画地の北側が農地に面していますが、計画地内で雨水浸透処理をし、境界にはブロックを設置することから農地への影響はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました7番の自動車修理工場について皆様のご意見を伺います。

○農業委員4番（久保田勝君）

以前、3～4年前にこの事業者が、別の場所で除外申請をして、取り下げた経緯があったと思いますが、その理由は。

○農業振興課

数年前のことにはなりますが、計画が途中で頓挫したためと考えております。一度農用地区域からの除外がされていますが、その後編入がされています。

○議長

この事業者は、昔は〇〇でトラックを何台も持ってやっていたみたいだけど、今その土地は1台も停まっていないようで、どこで事業をしているんですか。

○農業振興課

現在は〇〇〇の〇〇〇〇の本社の下の階です。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

ここで、堀井正信推進委員の退席を解除いたします。

（堀井正信推進委員復席）

○議長

では次に、8番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号 8 番、29 ページをご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○の一部、○○○○の一部、面積は 990 平方メートルのうち 256 平方メートルで、現在ある道路を拡張するための除外案件になります。農地の種別は第 2 種農地に該当します。

申出者は○○○○○○○○○○と○○○○○○○○○○を軸としている事業者です。

現在、○○○にある本社営業所の前面道路は、約 8.8 メートルと大型自動車の通行に十分な幅員が確保されていますが、工業団地からつながる一部区画においては、幅員が 3.64 メートルとなっており、大型自動車はおろか、普通自動車と歩行者のすれ違いにも支障がでる危険な状態となっています。

対象市道は、都市計画道路として計画決定していますが、事業決定はまだ先になる見込みです。この危険な状況を回避するため、入間市と土地所有者と協議し、道路の幅員が 6 メートルになるように必要最低限の土地を道路に整備後、入間市に寄附することで合意が得られたものです。道路の拡幅部分には、雨水対策として集水樹を設置する計画となっており、農地へ影響はないと考えます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました 8 番の道路について皆様のご意見を伺います。何かございませんか。よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

では次に、9 番について説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の新です。よろしく申し上げます。

議案番号 9 番についてご説明します。資料は、32 ページから 35 ページまでです。

事業計画者は、入間市です。事業計画地については、33 ページの地図をご覧ください。

場所は、○○○○○○○○○○の隣接地で、○○○に囲まれた畑です。地番は、○○○○○○○○○○、面積合計、4,525 平方メートルの地目は畑となります。

農地の種別は、第 2 種農地となります。除外申出は、学校給食センター建設を目的とした

ものです。

入間市立学校給食センターは、市内公立中学校の給食調理を行う共同調理場として運営されており、現在の施設は、開設から40年が経過しており、老朽化が進んでいるため早期の更新が必要な状況です。また、市の「公共施設マネジメント事業計画」では、建て替えが計画されており、計画では早急な更新が必要であり、敷地の拡張による建て替えすることで整備の取組方向が定められています。

建て替えの考え方としては、通常は、現在の施設を取り壊して新たに建て替える方法であるが、この場合は、長期にわたり給食調理を休止することになります。学校給食は、教育の一つとして提供されているもので、学校の授業日には給食を提供する必要があるため、長期の休止は避ける必要があります。

土地の選定については、給排水に係るインフラや給食配送の支障とならない状況やこれまで不足していた配送車両や職員駐車場等を考慮し検討がされております。これらの条件を基に検討を進めましたが、この計画地を選定されたものです。

計画地は、農地ではありますが、繋がりのある農地が、既に〇〇〇により分断された土地であり、隣接地に影響を与えるものでないと考えます。農業振興上の支障はないものと考えております。

以上、ご協議をお願いします。

#### ○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました9番の学校給食センターについて皆様のご意見を伺います。

#### ○農業委員6番（田嶋正明君）

給食センターの現在地と今回の候補地、面積的には広くなるのですか、それとも縮小するのですか。

また、現在の土地は給食センター解体後、どのように使われるのですか。

#### ○農業振興課

現在の面積より少し小さくなります。

35ページの計画図にありますように、駐車場と太陽光発電を設置する計画となっており、間の市道については払下げをする計画となっております。



○農業委員 3 番（吉川光彦君）

諸々の手続きを踏んで、新しい給食センターとしての開設はいつの予定ですか。

○農業振興課

令和 8 年度の開設予定です。

○議長

よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

では次に、10 番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号 10 番についてご説明します。資料は、36 ページから 39 ページまでです。

事業計画者は、入間市です。事業計画地については、37 ページの地図をご覧ください。

場所は、○○○○・○○○の○○に隣接する畑となります。地番は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○の一部、○○○○○の一部、○○○○○の一部、面積合計、4, 176 平方メートルの地目は全て畑となります。

農地の種別は、第 1 種農地です。除外申出は、市立保育所の建設を目的としたものです。

市では人口減少が進む中で、公共施設の適正化に取り組んでおり、長期的な視点でそれぞれの公共施設の再整備・再配置の方向を示した「公共施設マネジメント事業計画」が策定されております。計画による保育所の再整備・再配置は老朽化が著しい施設は、早期の更新を進めることとされているため計画がされたものです。

○○地区の保育所再整備については、園児数の減少の状況や○○○○○○○○、○○○○○○○○の老朽化の状況等を踏まえ、統合して再整備することと計画されております。こうした計画に基づき、建設予定地の選定については、現在の○○○○・○○○が存在する地区へ公共施設を集約する形で検討され選定されたものです。

統合に当たっては、○○○○○○○○については、建設から 50 年以上経過し老朽化が著しことと、土地が借地でもあるため、今後の運営のために借地の解消が課題となります。○○○○○○○○は、土砂災害警戒区域の範囲に含まれていることから、移転先の確保が課題となっております。これらの課題に対応するにあたり、新たな場所の選定が必要となったものです。また、今計画は、土地を有効活用するため、○○○○・○○○の敷地を敷地の一部に組

み込む形となっております。

計画地は、農地ではありますが、既存の公共施設に隣接する土地であり、農地に影響を最小限に抑え計画されたもので、周辺農地を分断するものではなく隣接する農地からの同意も得ているものです。農業振興上の支障はないものと考えております。

以上、ご協議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました10番の市立保育所について皆様のご意見を伺います。

○議長

こちらも開設はいつ頃の予定になりますか。

○農業振興課

今の計画では、令和9年度から開設される予定となっております。

〇〇〇〇〇〇〇の借地は開設以降に返却となります。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

現在の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は定員がそれぞれ120人、80人位で計200人位だったとおもいますが、今回の計画では定員を半分程度に減らすということですか。

○農業振興課

今回計画の保育所の定員は144人となっております。定員は減る形となりますが、現状の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の受入人数はそれぞれ56人、61人で合計117人となっているため、今回の計画となりました。

○議長

何かございませんか。よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

では次に、11番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号11番についてご説明します。資料は、40ページから43ページまでです。

事業計画者は、入間市です。事業計画地については、41ページの地図をご覧ください。

場所は、〇〇〇〇・〇〇〇の〇〇に隣接する畑となります。地番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部、面積合計、149平方メートルの地目は全て畑となります。農地の種別は、第1種農地です。

除外申出は、施設の形状変更を目的としたもので、事案番号10番と関連する申し出となります。事案番号10番で説明いたしましたが、〇〇地区の市立保育所の再整備については、園児数の減少の状況や〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇の老朽化の状況を踏まえ、統合して再整備することと計画されている。こうした計画に基づき、建設予定地の選定については、〇〇〇〇・〇〇〇が存在する地区へ公共施設を集約することを考えて選定されたものです。

この度の形状変更は、保育所の建て替えに伴うもので、新たに整備する保育所と既存の施設を整理して、土地の有効活用を図るものです。〇〇〇〇〇・〇〇の敷地の一部を保育所建設敷地に組み込む計画となっていることから、これに伴う駐車場等の不足分を補うため、〇〇〇〇〇と〇〇の敷地の形状を変更するものです。

計画地は、農地ではありますが、既存の公共施設に隣接する土地であり、農地に影響を及ぼす最小限に抑え計画されたもので、形状変更することで周辺への影響を及ぼすものでなく、農業振興上の支障はないものと考えております。

以上、ご協議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました11番の公民館・支所・図書館分館の形状変更について皆様のご意見を伺います。何かございませんか。よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思いますが、ここで、議事参与の制限の規定により、堀井正信推進委員には当該事案の意見集約の決定がなされるまで退席をお願いいたします。

(堀井正信推進委員退席)

○議長

この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。農業委員会としては、「特に問

題ありません」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございますので、農業委員会としては、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。

ここで、堀井正信推進委員の退席を解除いたします。

(堀井正信推進委員復席)

○議長

それでは、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については4件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前11時14分